

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十月一日奈良県指令建第八四―五九号

平成二十一年十一月二日奈良県指令建第八四―五九―一号

平成二十二年三月一日奈良県指令建第八四―五九―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第七三二一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第四五二三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字倉橋一〇八八番地の一部、一〇八九番地、一〇九〇番地の一部、一〇九一番地の一部、一〇九二番地の一部、一一〇三番地ノ一の一部、一一〇三番地ノ二、一一〇四番地ノ二、一一〇五番地ノ二、一一〇六番地ノ二、一一〇七番地ノ二、一一一八番地、一一一九番地、一二二番地の一部、一二六番地の一部、一一三八番地の一部、一一四〇番地の一部、一一四五番地の一部、一一六二番地の一部、一二八二番地ノ一、一二八三番地ノ一、一二八三番地ノ三、一二八五番地ノ一、一二八六番地ノ一、一二八八番地ノ二、一二八九番地、一二九二番地ノ一、三〇七一番地の一部及び三〇九〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字倉橋一一一五番地

株式会社やまとさくらい 代表取締役 久門渡

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字倉橋一二六番地、一二八二番地ノ一、一二八三番地ノ一、一二八五番地ノ一、一二八六番地ノ一、一二八九番地及び三〇九〇番地の各一部

水路 桜井市大字倉橋一二六番地、一一六二番地及び一二八二番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成二十一年四月十三日第八二―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第七三二二号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字出雲一一五五番地ノ二、一一五五番地ノ九及び一一五五番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字忍阪一四番地ノ二

株式会社二光化学工業所 代表取締役 狹間渡

一 許可番号

平成十四年三月二十六日第六八一―一六八号

平成二十一年十二月十五日奈良県指令建第六八一―一六八一―一号

平成二十二年一月二十六日奈良県指令建第六八一―一六八一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第七三二二三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高山台三丁目一〇番地ノ一、一〇番地ノ一〇、一〇番地ノ一一、一〇番地ノ

一二、一〇番地ノ一三、一〇番地ノ一四、一〇番地ノ一五及び一〇番地ノ一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町二―四―二五 MY奈良大宮ビル六階

ミサワホーム近畿株式会社奈良支店 支店長 小西博文

一 許可番号

平成二十一年十二月一日奈良県指令建第八四―一〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第七三二二四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年三月十一日建第四五二四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小房町一七五番地ノ一及び一七六番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目四番一―一号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支配人 井上富重

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小房町一七五番地ノ一及び一七六番地ノ一の各一部